

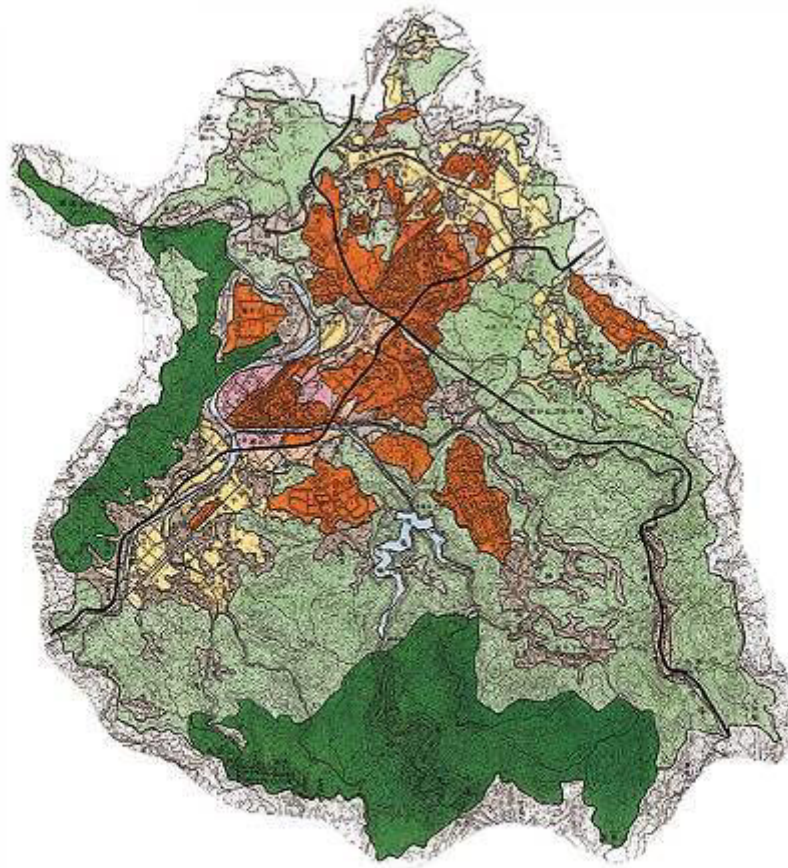
土地利用の区分

まちづくりの目標や将来の都市構造の考え方と整合を図りながら、名張市の望ましい土地利用のあり方を、土地の持つ自然条件を基本に整備、開発又は保全の観点から明らかにするため、市域全体の土地利用を7つに区分し、それぞれに基本的な土地利用方針を定めています。

なお、各種のプロジェクトなど動的な要因や住民の皆さんが中心となって定める各地区の土地利用計画等に適切に対応し、公共的な視点で自然系の土地利用区分から都市系の土地利用への転換が適当と判断される場合などに、7つの基本的な土地利用区分に重ねて指定できるよう、「特定整備区域」を設けることとしています

区 分		土地利用区分の考え方	
都市系 ↑	市街地 ゾーン	既成市街地 区域	既に市街化している地域又は都市的土地利用のための開発行為などが完了している地域
		市街地 整備促進 区域	市街化が進行している又は進行することが予想される地域であって、計画的に市街化することが適当である地域
		市街化 保留区域	将来、都市的土地利用を行うことが適当な地域であるが、土地利用計画が明確になり、計画的な市街地整備の見通しが立つまでは無秩序な市街化を防止し現状の土地利用を維持することが適当な地域
	緑の 共生 ゾーン	集落整備 区域	平地及び中山間地域にある集落であって、住環境の向上と農村地域の活性化などを図るために、利便施設や公共施設などを計画的に整備、誘導するとともに、人と自然の交流の場として自然活用型の土地利用を図ることが適当な地域
		田園環境 区域	農業を核とし、観光・レクリエーションや商業などの複合化による総合的な産業振興を図り、良好な田園環境を保全、整備することが適当な地域
		森林環境 区域	良好な自然環境を保全、整備し、林業の振興を図るとともに、自然資源を活用し観光やレクリエーション機能の向上を図ることが適当な地域
自然系 ↓	自然保全 ゾーン	環境保全 区域	良好な自然景観の維持や防災上の観点から自然環境を保全することが適当な地域
		特定整備 区域	集落整備区域や田園環境区域及び森林環境区域において、公共的な事業の推進や地区別の土地利用計画により、地域の活性化のために工業地や商業地など都市的土地利用を誘導することが適当であると位置づけられた地域

土地利用区分図



【凡例】

- | | | |
|---|--|--|
|  既成市街地 |  集落整備区域 |  森林環境区域 |
|  市街地整備促進区域 |  田園環境区域 |  環境保全区域 |
|  市街化保留区域 | | |